○財務省令第四十一号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号及び第七号並びに第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月十五日

財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「）以下」の下に「（次に掲げる法人にあっては、それぞれ次に定める金額以下）」を加え、同号に次のように加える。

イ　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十六条第六項に規定する中小通算法人（ハに掲げる法人を除く。）　同条第七項に規定する軽減対象所得金額

ロ　措置法第四十二条の三の二第三項第二号に規定する協同組合等　同号の規定により読み替えられた同条第一項の表の第三号の第四欄又は措置法第六十八条第一項（措置法第四十二条の三の二第三項第二号の規定により読み替えられた同条第二項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定により読み替えられた法人税法第六十六条第三項に規定する軽減対象所得金額

ハ　措置法第四十二条の三の二第三項第四号に規定する法人　同号の規定により読み替えられた同条第一項の表の第四号の第四欄に規定する軽減対象所得金額

第二条第二号中「又は第七項」を「、第七項又は第十三項（同条第十八項において準用する場合を含む。）」に、「同条第八項第二号」を「同条第十九項第二号」に改め、同条第二十一号及び第二十二号を次のように改める。

二十一　措置法第四十四条の四第一項又は第二項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

二十二　措置法第四十五条第一項から第三項までの規定　これらの規定に規定する特別償却限度額

第二条第二十三号を削り、同条第二十四号を同条第二十三号とし、同条第二十五号を削り、同条第二十六号中「第四十六条の二第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同号を同条第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五　措置法第四十六条の二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第二十七号を削り、同条第二十八号を同条第二十六号とし、同条第二十九号から第三十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条第三十二号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニを削り、同号ホを同号ハとし、同号を同条第三十号とし、同条第三十三号イからハまでの規定中「ホまで」を「ハまで」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第三十四号中「第九項」を「第八項」に改め、同号を同条第三十二号とし、同条第三十五号中「第五十五条の二第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同号を同条第三十三号とし、同条第三十六号中「措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下この号及び第四条において「令和四年改正法」という。）附則第四十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる令和四年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（第四条において「令和四年旧措置法」という。）」に、「第七項」を「第六項」に改め、同号を同条第三十四号とし、同条第三十七号中「第十項」を「第九項」に改め、同号を同条第三十五号とし、同条第三十八号を同条第三十六号とし、同条第三十九号から第四十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第四十三号中「第十項」を「第九項」に改め、同号を同条第四十一号とし、同条第四十四号中「第九項」を「第八項」に改め、同号を同条第四十二号とし、同条第四十五号を同条第四十三号とし、同条第四十六号を同条第四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十五　措置法第六十条第一項又は第二項の規定　これらの規定により損金の額に算入される金額

第二条第四十七号を削り、同条第四十八号を同条第四十六号とし、同条第四十九号を同条第四十七号とし、同条第五十号を同条第四十八号とし、同条第五十一号中「第八項」を「第九項」に改め、同号を同条第四十九号とし、同条第五十二号中「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に改め、同号を同条第五十号とし、同条第五十三号ロ(1)中「第八項」を「第九項」に改め、同号ロ(4)中「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に改め、同号ハ(1)中「第百二十二条の十四第五項」を「第百二十二条の十二第五項」に改め、同号を同条第五十一号とし、同条第五十四号を同条第五十二号とし、同条第五十五号から第五十九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第六十号中「附則第六十九条第十一項」を「附則第六十九条第十二項」に、「第六十二号」を「第六十号」に改め、同号を同条第五十八号とし、同条第六十一号を同条第五十九号とし、同条第六十二号から第六十五号までを二号ずつ繰り上げ、同条第六十六号を削り、同条第六十七号を同条第六十四号とし、同条第六十八号を同条第六十五号とし、同条第六十九号を同条第六十六号とし、同条第七十号イ中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、同号を同条第六十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十八　措置法第六十六条の十一の四第一項又は第三項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十六条の十一の四第一項の規定　同項の規定の適用を受ける同条第二項に規定する超過控除対象額

ロ　措置法第六十六条の十一の四第三項の規定　同項の規定の適用を受ける同条第四項に規定する特定超過控除対象額及び同項に規定する非特定超過控除対象額の合計額